

平成26年度 第10回村上市市民憲章等審議会 会議録

1. 開催日時 平成26年11月10日（月）19:00～21:00
2. 開催場所 村上市役所 5階 第4会議室
3. 出席委員 五十嵐誠、本間てるみ、高橋健也、鈴木真由子、吉川準一、磯部孝行
板垣 真、稲垣晴一、斎藤俊則、鈴木いづみ、鈴木源左衛門、
圓山文堯
4. 欠席委員 船山一広
5. 出席職員 政策推進課；渡邊課長、竹内課長補佐、田中副参事、渡辺主査
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第10回村上市市民憲章等審議会

と き 平成26年11月10日(月) 19:00～
ところ 村上市役所5階第4会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 条例素案の検討 資料-1、資料-2

4. その他

次回の日程 月 日 () 時間 : ~

5. 閉 会

会 議 経 過

1. 開会(19:00)

事 務 局； 本日は、第10回の市民憲章等審議会ということでお集まりいただき、大変ありがとうございます。前回、第9回が10月30日に開催されたばかりで、間もない中ですがお集まりいただいたことに感謝申し上げます。

さて、第9回で委員からご指摘いただき、今回、事務局の方で修正させていただいた点などについてご審議いただきたいと思います。

それでは、会長の方からご挨拶をお願いいたします。

2. 挨拶

会 長； 先月、皆様にお集まりいただき、様々な点で指摘がありました。皆様には、慎重審議いただいておりますが、スケジュール的にも詰まってきておりますので、スムーズな審議をお願いします。

事 務 局； それでは、会長の方で進めていただきたいと思います。

3. 議事

(1) 条例素案の検討 資料－1、資料－2

会 長； それでは次第に基づき、条例素案の検討ということとなります。前回、皆様に協議していただいたことに対し、事務局の方で修正した点があるということです。そのあたりのご審議をお願いします。それでは事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局； 資料1は解釈の説明となっており、資料2は前回の修正点が分かるようになっております。今日の進め方として、前回の協議で条例の方はだいたいご理解いただいていると思いますので、早速、一条一条説明をしながらご意見を伺いたいと思います。それでは前文から進めます。

(資料に基づき、前文の修正点の説明)

事 務 局； 「山、川、海」という言葉の順序、「文化」という言葉を加えた部分についてご意見をお願いします。

会 長； 意見はありますか。

委 員； (一同異議なし)

事 務 局； それでは、第1条に移ります。

(資料に基づき、第1条の修正点の説明)

事 務 局； 目的をシンプルに短くまとめた点について、ご意見をお願いします。

会 長； 皆さんからご意見はありますか。よろしいでしょうか。

委 員； (一同異議なし)

会 長； 次に進めます。お願いします。

事 務 局； 第2条についてであります。

(資料に基づき、第2条の修正点の説明)

前回、「市民」の定義が個人であるという整理や「市民団体」の削除、新た

に「団体等」というものの定義を加えたこと、「コミュニティ」と「地域まちづくり組織」の定義について、わかりやすい表現としてシンプルにしたことなどについてご意見ををお願いします。

会 長； 今ほど事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見はありますか。

事務局； 前回、「市民」という言葉を大きく捉えているという点が、一般の考え方とかけ離れているという話となり、「市民」を「個人」という意味として捉えることとしました。しかしながら、どうしても「団体」に触れていかないと説明ができないところがあり、「団体等」というものを新たに定義したところです。条例を進めていくと、「団体等」がある理由がわかるのではないかと思いますので、この点については後で条文とともに話し合ってもよろしいかと思います。

会 長； 他の部分は前回話し合われたとおり、特にこれで良いのではないかと思います。

委 員； (一同異議なし)

事務局； 第3条です。

(資料に基づき、第3条の修正点の説明)

事務局； この条の第1号を削除した点についてご意見ををお願いします。

会 長； その前に「意見」と「発言」の整理についてをお願いします。

事務局； 「意見」は「ある発言に対する考えを述べること」という意味となりますが、「発言」というのは、「深い考えなしで、責任感を持たない発言」という意味として捉えました。仮に「発言」を「意見」とすると、「意見」という言葉が同じ文章内に2度続くため、文章のつくりとして違和感があり、「発言」と「行動」という言い方のほうが良いと感じ、最終的に「発言」としたものです。

会 長； 前回、第3条の第1号の削除というのは、皆さんの意見からありました。皆さんいかがでしょうか。

委 員； 「流れる的には良いと思います。」

委 員； (一同異議なし)

事務局； それでは第4条です。

(資料に基づき、第4条の修正点の説明)

事務局； この条例の所々に同じような表現や言葉があるので、統一した方が良いと前回の審議会では言われました。そこで「地域づくり」という言葉が「まちづくり」という言葉と紛らわしくなっていると感じ、「地域をつくる」という表現に変えました。

会 長； はい、ありがとうございます。皆様から意見はありますか。

委 員； 「地域づくり」というのは「体制をつくる」という意味にもなっています。結果的には、「地域をつくる」でも良いと思います。

委 員； 「つくる」という言葉は、あえてひらがなですか。

事務局； 様々な意味があると感じ、あえてひらがな表記としました。

副会長； 「まちづくりの担い手として」という部分で、「担い手」という部分はどこにかかっていくのでしょうか。言い回しがおかしいのではないのでしょうか。「市民は、まちづくりの担い手として参画するようにする。」という意味になるの

でしょうか。また、文中に「まちづくり」という言葉が2度もいらないのではないのでしょうか。

会 長； 「まちづくりの担い手として」という文章がない方がシンプルで良いのかも
しれないですね。

事 務 局； この部分は、「一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し」という
意味となっているのです。あなたもメンバーの一人だということを自覚してほ
しいという意味です。

副 会 長； やはり「担い手」はいらないのではないかと思うのです。

会 長； でも、「担い手」という言葉は入れたいですね。

委 員； 「市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、ま
ちづくりに参画するよう努めるものとする。」というのはいかがでしょう。

委 員； それはいい。

委 員； 良いですね。すばらしい。

事 務 局； 復唱します。第4条「市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるため
の担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。」

副 会 長； 「担い手」を取ると、もっとすっきりしますね。

会 長； でも、「担い手」という言葉を入れるということにも意味があります。

会 長； よろしいですか。

委 員； (一同異議なし)

会 長； 次をお願いします。

事 務 局； それでは第5条ですが、修正前ですと「市の役割」となっていたが、こ
の部分の後の方に置きましたので、次に来るものは修正前でいうと第6条とな
ります。しかし、先ほど説明したとおり、「市民団体」の条を削りました。「市
民団体」を定義しても、言葉の受け取りしだいでその意味が違ってくるとい
う点が指摘され、整理が難しいことから削除したものです。

委 員； (一同異議なし)

事 務 局； それでは修正後の第5条です。

(資料に基づき、第5条の修正点の説明)

事 務 局； コミュニティは、集落や町内を指しています。この条文については、修正前
の条文ですとすごく難しい表現なので、簡単な表現としたものです。

会 長； 皆さんいかがでしょうか。

事 務 局； 「コミュニティは市民に最も身近で安心できるものなのだから」ということ
なのですがいかがでしょう。

委 員； そうなのですよ。

委 員； 思いは良くわかります。

副 会 長； 町内はどういうところだろうと聞かれた時に「身近で重要な」というのは言
い方がおかしいと思うのですが。また、「安心づくり」とってどういうことす
か。

事 務 局； 町内は何が目的かと言われれば、自分たちが暮らしやすいようにすることと
いうのが最大の目的ではないのでしょうか。「暮らしやすい」だけかと考えたと

きには、「楽しいことも」「つらいこと」もします。そう考えると、「何事もなく安心できる生活」のために様々な活動を行っていて、その結果が「安心して暮らせる」ということになると思っています。

副会長； コミュニティは「地域」をつくっていくのか、「安心」をつくっていくのか、どうなのでしょう。

事務局； 「地域」をつくるのがコミュニティなのでしょう。

副会長； 「安心づくり」と一般的に言うのでしょうか。一般の方にわかるのでしょうか。

事務局； 国語としてどうなのでしょう。

委員； 使っています。

委員； 十日町は、「集落安心づくり事業」という事業をやっている。「安心づくり」という言葉は使えます。

事務局； 「市民が安心して暮らせる地域づくりをするのがコミュニティの役割ですよ」という意味ではないですか。

事務局； 「重要な」は、必要でしょうか。

委員； 要らないのではないのでしょうか。すっきりします。

事務局； コミュニティは、「安心して暮らせる場」づくりに努めるのではないですか。

委員； そうですよ。

事務局； まとめてみましょうか。

委員； お願いします。

事務局； コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとします。

会長； よろしいですか。

委員； （一同異議なし）

事務局； それでは第6条です。

（資料に基づき、第6条の修正点の説明）

事務局； 前回の審議会で、「元気づくり」というものが突如出てくるという指摘がありましたが、「市民の元気づくり」という表現は、まちづくり協議会ではよく使用するというものでありました。また、この条文のいう内容が他の条文の内容や意味と重なる部分が多いことから、今回わかりやすくシンプルにまとめました。

委員； 「協働」でしょうか、「協力」でしょうか。

事務局； どちらであっても大きく言わんとすることの差は無いのかもしれませんが、あくまでも個人的な意見ですが、「協働」の方が団体と団体の間の関係のような気がしています。

会長； いかがでしょうか。

委員； これで良いのではないですか。

会長； よろしいですか。

委員； （一同意義なし）

事務局； それでは次、第7条に入ります。

（資料に基づき、第7条の修正点の説明）

事務局； 前回、第11条の第1項及び第2項の部分が市の役割であるという指摘がありました。また、「体制の整備」というものが必要なのかという論議がありましたが、最終的に必要であるという結論になりました。

会長； いかがでしょう。

委員； (一同異議なし)

会長； はい。それでは次へお願いします。

事務局； それでは第8条です。

(資料に基づき、第8条の修正点の説明)

事務局； 市のスタンスとすれば、団体の支援ではなく活動の支援を主とするところです。今でも多くの団体が行う「活動」に対して支援を行っています。前回、「地域まちづくり組織だけではなく、町内や団体への支援はないのか」という意見があったところです。本来であれば、活動に対して支援するのが市の姿勢ですし、実際にやっていることだと思います。

委員； 「まちづくりのために有効」という部分は「まちづくりに有効」なのではないでしょうか。

委員； 誰のために有効なのでしょう。

事務局； 例えば、市は補助要綱で該当するものに補助金を支出しています。このこと自体が「まちづくりに有効」と置き換えられるのではないのでしょうか。誰が有効かを判断するのかという点については、「市」がその判断をするということになると思います。

委員； 「ために」は要らないと思います。

委員； (一同異議なし)

会長； それでは、修正点について、「まちづくりのために」を「まちづくりに有効」というように文章を変更します。

事務局； 次は第9条です。

(資料に基づき、第9条の修正点の説明)

事務局； 意見の尊重について、前回の審議会では「団体」とさせていただいたところですが、「個人の意見」として市が十分対応が取れるかと言う点で大変悩みました。しかし、考えてみれば今現在でも「個人の意見」を尊重しないとしたことはありませんし、個人から来たお便りには一つ一つ返事を書いて出していますので、決して対応していないわけではないと思います。一人ひとりの意見は尊重しているということについては、現在でもその通り行っていると思います。ただし、その意見の聞き方、手法として団体を通して聴取していくか、個人個人に聞いていくかという違いはあるのかもしれませんが、個人としての意見を尊重しているということについての本質は変わりがないと思っています。また、「団体等」の部分は、先ほどからしっかりした定義がありますのでその説明のとおりとさせていただきます。

会長； 皆さんどうでしょうか。ご意見をお願いします。

委員； (一同異議なし)

事務局； それでは、次ということになりますが、修正前の条文第11条は削除しました。

市のやるべきことに移動した次第です。

会 長； よろしいでしょうか。

委 員； (一同異議なし)

事 務 局； それでは第10条です。

(資料に基づき、第10条の修正点の説明)

事 務 局； 情報の共有については、市民が個人となったことによって誰がするということ
ころを変更し「市」がするべきこととしました。ただし、誰と共有するののかと
いう部分には「市民」と「団体等」と入れることとしています。

会 長； これについて何かありますか。

委 員； (一同異議なし)

会 長； 前回の条文ですと、「市民」の捉え方が広くモヤモヤするところがありました
が、今回はっきりして良くなったと思います。

委 員； 良いと思います。

会 長； 次をお願いします。

事 務 局； それでは第11条に移ります。第11条と第12条は関連性があります。第11条が
変わると第12条が変わる必要性があると思いますので、関連して考えていただ
きたいと思います。

(資料に基づき、第11条の修正点の説明)

第11条についての冒頭の誰がするということについて、「コミュニティ」と「地
域まちづくり組織」と「市」の三者としています。修正前では「市民」が広く
捉えられていましたので、「個人」も様々な「団体」もすべきこととなってい
たのです。

ここで、改めて修正後の条例を見ていただくと「その他の団体」が含まれ
ていません。「その他の団体」を含めるべきかどうかについてご審議をいただ
きたいと思います。

会 長； 「団体等」には「コミュニティ」や「まちづくり協議会」が含まれていま
すか。

事 務 局； はい、含まれます。「団体等」を入れたときには、「市及び団体等」と言うべ
きで、「団体等及び市」とはなりません。皆様のように各団体に属して活躍さ
れている方に失礼ではないかという反面、「市」が先頭になって人材育成をし
なければならないのではないかという点もあると思います。

委 員； 「市及び団体等」でも良いのではないのでしょうか。

事 務 局； 「団体等」を入れるか、入れないかと考えたとき、ここにいる委員の皆さん
は、各団体などでまちづくりにご活躍の方であり、「団体等を入れるべきだ」
ときっと言うだろうと思っていました。しかしながら、趣味などで楽しんで参
加している「〇〇サークル」が「団体等」に含まれると仮定したとき、そのサ
ークルに対しても「人材育成に努力しなさい」と条例で言っていることになり
ます。

事 務 局； 条例ですので、ある意味で強制力のようなものがあり、そのようなところに
配慮が必要なのです。

委員；そこは、「公益の増進を目的とした団体」です。そう考えると良いのではないのでしょうか。

委員；何を持って公益の増進になるのでしょうか。

委員；「市民のために社会貢献している団体」という意味だと思うし、そうした部分で何でもよい団体ではないということだと思います。

会長；そうですね。それでは、この部分は「市及び団体等」として、第11条及び第12条を修正してよいのでしょうか。

委員；（一同異議なし）

委員；「まちづくりの担い手」という部分が少し気になります。「づくり」「づくり」と言葉が重なってしまいます。

委員；「まちづくりの担い手育成」ではなく、「まちづくりの人材育成」ではないのでしょうか。

委員；「まちづくりの人材育成」って言葉として言いますか。

委員；文章的にも「まちづくり」を2度繰り返さなくても良いと思います。

事務局；「ながら」という言い方も良くないです。

委員；まちづくりに参画する機会をつくって、啓発活動をして、人材が育成できるのでしょうか。少しわかりにくいのではないのでしょうか。

事務局；私たちが普段何気なく使っている「啓発」という言葉についてですが、実は「啓発」という言葉は深く、孔子の言葉が語源とも言われているようです。その意味を理解している人にとっては、もしかしたらもっと深くて違う意味に捉えるのかもしれない。まちづくりの活動について「やろう、やろう」と言いながら宣伝して回るのが「啓発」ではないのです。

副会長；「啓発活動」が何にかかるのでしょうか。

委員；参画してもらうことを「啓発」しているのではないのでしょうか。

事務局；解説のあたりを読んでいただいて、意図するところが合っているかをご確認いただきたいと思います。

事務局；解説からは、参加した後の活動についても触れられています。

副会長；ニュアンス的にはわかります。

事務局；担い手ってリーダーのことですよね。

副会長；解説を見ていくと、参加していただいたことに対する啓発ですね。人材育成のためではないのではないですか。

会長；参画してもらった人をどうしていくというような言葉を入れていけば文章としてつながると思うのです。

事務局；「啓発活動」があることによってモヤモヤした部分があるのであれば、「啓発活動」の意味が第10条と重なる部分があるので、この部分を取ってしまったらどうでしょうか。

事務局；「啓発活動」の部分が邪魔になっているのかもしれない。もしかしたら、こういう時は邪魔なものを取ってしまうという考えもあります。

委員；そうですね。重なる部分がある。

委員；言い切りは「育成することとする。」でどうでしょうか。

委員； これまでの条文では「努める。」となっています。

委員； 「育成することに努めるものとする。」となるのではないのでしょうか。

事務局； それでは、もう一度組み直して言ってみます。
人材の育成です。「市及び団体等は、市民がまちづくりに参画する機会をつくとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。」いかがでしょうか。

事務局； 見出しはどうでしょうか。「担い手の育成」ではないでしょうか。

委員； 担い手の育成であっても良いと思いますがどうでしょうか。

委員； 市民がまちづくりに参画できる機会とありますので、それらを幅広く拾おうと思えば、「担い手」ではなく、「人材の育成」ですね。

副会長； そうですね。その人材の中から担い手をつくるのですから。

会長； 人材の育成でよろしいですか。

委員； (一同異議なし)

会長； それでは次の第12条も「市民及び団体等」となりますか。

事務局； はい。その他、「それぞれ」という言葉を文中に入れさせていただいています。これは、各団体の皆さんがそれぞれのやり方で交流の拡大を目指しているというところによるものです。

委員； 良いのではないのでしょうか。

会長； 皆さんいかがでしょうか。

委員； (一同異議なし)

事務局； それでは第13条です。修正前の第15条になります。前回と比べて変更はありません。前回も意見はありませんでした。

会長； いかがでしょうか。

委員； (一同異議なし)

会長； これでようやくすべての条文の審議が終了となりました。事務局から何かありますか。

事務局； 今日、修正いただいた部分を早速直して資料とし、再度お送りします。委員の皆様の方でも再度読み返していただき、これは違うと思うところにつきまして、ご連絡をいただきたいと思っております。加えて議事録についても前回の長く深い審議であったため、その作成に難航しております。どうかもうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

4. その他

会長； その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局； 11月27日に議会へパブリックコメントをすることについての報告を行います。パブリックコメントの案内については、記事を市報お知らせ版12月15日号に出しますし、それ以後の年明け1月初めまでを募集期間とします。パブリックコメントが複数ありますので、他のものと併せた形で行いたいと思っております。日数は21日間です。パブリックコメントが終わるとそれに対する回答案をつくり、皆さんで協議していただきますので、1月中旬ごろお集まりいただくこととな

ります。よろしくお願いいたします。

会 長； 答申はいつごろになりますか。

事 務 局； パブコメの質疑の整理ができた後になると思います。なるべく早くしたいと思います。

会 長； それでは最後に副会長から閉会の挨拶をお願いします。

副 会 長； 前回より時間は短く済みましたが、熱い審議をありがとうございました。条例は難しい文章が多く、市民の方がなかなか理解しづらいと思うのですが、この条例は理解しやすく、わかりやすいのではないかと思います。皆様たいへんご苦勞様でした。また、1月に集まっていただく際はどうかよろしくお願います。

5. 閉会 (21:00)

第10回村上市市民憲章等審議会



第10回村上市市民憲章等
審議会の開催風景

夜間にもかかわらず、休憩
も取らずに熱のこもった
審議が続きます。



真剣な討論を重ねる中で、
審議会にチームワークが
生まれています。